

平成16年1月19日

広 報 資 料

建 設 局

担当 管理部監理検査課  
TEL 222-3548

### 平成15年度京都市公共事業再評価の対応方針について

京都市では、平成15年度公共事業の再評価について、別紙のとおり対応方針を定めましたので、お知らせします。

(対応方針の概要)

平成15年度公共事業再評価について、平成15年12月17日に第三者機関である京都市公共事業再評価委員会から提出された意見を踏まえ、京都市としての対応方針を定める。

| 事業種別     | 事業名      | 補単種別    | 対応方針   |
|----------|----------|---------|--------|
| 都市公園事業   | 桂川緑地     | 京都市単独事業 | 「事業継続」 |
| 土地区画整理業  | 二条駅地区    | 国庫補助事業  | 「事業継続」 |
|          | 伏見西部第三地区 | 京都市単独事業 | 「事業継続」 |
|          | 伏見西部第四地区 | 国庫補助事業  | 「事業継続」 |
| 街路事業     | 深草大津線    | 国庫補助事業  | 「事業継続」 |
| 河川事業     | 瀬戸川      | 国庫補助事業  | 「事業中止」 |
|          | 白川       | 国庫補助事業  | 「事業継続」 |
| 住宅地区改良事業 | 崇仁北部第三地区 | 国庫補助事業  | 「事業継続」 |
|          | 崇仁北部第四地区 | 国庫補助事業  | 「事業継続」 |

平成 15 年度京都市公共事業再評価

対 応 方 針

平成 1 6 年 1 月

京 都 市

平成16年1月19日  
京 都 市

平成15年度公共事業再評価について、京都市公共事業再評価委員会の意見を踏まえ、下記のとおり対応方針を定める。

## 記

### 1 事業全体について

#### (1) 事業調書について

再評価に使用する事業調書については、今後将来のスケジュールについても分かり易く説明できるように努める。

また、再々評価となる事業調書については、再評価を行って決定した対応方針に対しその後行った対応等を、分かり易く記述する方法を工夫する。

さらに、事業遅延の理由や内容について一層明らかとなるよう、引き続き分かり易い調書の作成に努める。

### 2 個別事業について

再評価の対象となった9事業についての対応方針は別紙のとおりである。

公共事業の遂行に当たっては、当初計画に縛られず柔軟に対応するよう努めるとともに、個別に意見を付された以下の事業については、次のとおり適切に対処していく。

#### (1) 都市公園事業 桂川緑地

本公園は、国土交通省管理の一級河川桂川の河川敷において、日

常は市民の健康増進につながる運動公園として、また、災害時には防災拠点となる避難地として位置づけを行った公園である。

現在は、未整備区域である久我橋の作業ヤード部分を除き、平成11年度で工事は完了し、平成12年度から供用を行っている。

久我橋の仮橋撤去工事が平成16年度に完了する見込みであり、本公園事業を速やかに完成し、市民に開放を目指すものである。

(2) 土地区画整理事業 二条駅地区

二条駅地区については、事業収束段階であり、今後は、民間等による地区内の適正な土地利用を促進させるために、基盤となる本事業の早期完了に向け、事業の進捗を図る。

(3) 土地区画整理事業 伏見西部第三地区

(4) 土地区画整理事業 伏見西部第四地区

伏見西部第三、第四地区については広大な土地の面的整備であり、関係者も多く存在することから、より円滑に合意形成を図れるような手法について検討する。また、事業が長期化することによる社会経済情勢の変化に対しては、当初計画に固執することなく柔軟に対応し、整備計画の変更も視野に入れて検討していく。

なお、近郊農地の保全は、良好な都市環境を保つ上でも望ましいことであり、今後も農地の保全について配慮する。

(5) 街路事業 深草大津線

本事業箇所は、幅員が狭小で歩道もなく、大型車の離合が困難な幹線道路であり、交通渋滞が慢性化していた。特に狭隘であったJR奈良線との交差部の改良を含め拡幅整備することにより、交通の円滑化や歩行者の安全確保を図るものである。

本事業の進捗率は98%と高く、今後は、残りの用地についても早急に確保し、事業の早期完成に努める。

( 6 ) 河川事業 瀬戸川

「瀬戸川」については、現在下流からまんだら橋付近までの工事が完成し一定の治水効果を発揮している。未改修区間については、景観上の配慮が特に求められる地域であるため、治水上必要とされる河川断面積の再検討と併せて現在のコンクリート三面張りによる整備の河川改修全体計画の変更が必要である。以上の理由から、事業は中止とする。

なお、未改修区間においては、河積を阻害している箇所や屈曲箇所について、早期に局所的な改修を実施していく。

将来必要となる新たな河川整備計画は、住民の意志等を反映させ、河川環境の整備と保全の視点を盛り込み策定していく。

( 7 ) 河川事業 白川

本事業は本川の流下能力の不足分を分担させるために道路下に分水路を建設するものであり、事業進捗の目途もたっていることから、引き続き事業効果の早期発現に向けて重点的に取り組んでいく。

( 8 ) 住宅地区改良事業 崇仁北部第三地区

( 9 ) 住宅地区改良事業 崇仁北部第四地区

崇仁北部第三地区及び第四地区における住宅地区改良事業については、地区人口の減少を考慮した改良住宅建設戸数の変更や買収状況に応じた土地利用計画の見直しなどによる事業計画の変更と、新たな事業手法の導入に向けた検討を行う。

今後とも早期完了を目指して、住民やまちづくり組織と協力、連携しながら、積極的に推進していく。

なお、事業の推進にあたっては、周辺地区との景観の調和、地域コミュニティの維持についても配慮していくものとする。

## 平成15年度 再評価対象事業一覧

## 再評価対象事業の該当条件

事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業  
 事業採択後10年間を経過した時点で継続中の事業  
 再評価の実施後5年間を経過した時点で継続中の事業  
 社会経済情勢の急激な変化，技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

| 種別       | 番号 | 補単 | 事業名      | 事業概要                    | 採択年度 | 該当条件 | 経過年数 | 対応方針   |
|----------|----|----|----------|-------------------------|------|------|------|--------|
| 園都市事業公   | 1  | 単  | 桂川緑地     | 面積 A= 14.6ha            | S45  |      | 34   | 「事業継続」 |
| 土地区画整理事業 | 2  | 補  | 二条駅地区    | 面積 A= 13.2ha            | S63  |      | 16   | 「事業継続」 |
|          | 3  | 単  | 伏見西部第三地区 | 面積 A=104.5ha            | S60  |      | 19   | 「事業継続」 |
|          | 4  | 補  | 伏見西部第四地区 | 面積 A=116.7ha            | S63  |      | 16   | 「事業継続」 |
| 街路事業     | 5  | 補  | 深草大津線    | 延長 L= 270m<br>幅員 W= 12m | S62  |      | 17   | 「事業継続」 |
| 河川事業     | 6  | 補  | 瀬戸川      | 延長 L=1,300m             | S63  |      | 16   | 「事業中止」 |
|          | 7  | 補  | 白川       | 延長 L=3,260m             | S63  |      | 16   | 「事業継続」 |
| 住宅地区改良事業 | 8  | 補  | 崇仁北部第三地区 | 面積 A= 2.7ha             | S58  |      | 21   | 「事業継続」 |
|          | 9  | 補  | 崇仁北部第四地区 | 面積 A= 7.2ha             | S60  |      | 19   | 「事業継続」 |

\* 「補」は国庫補助事業，「単」は京都市単独事業を示す。

# 参 考 资 料

京都市公共事业再评价实施要纲

# 京都市公共事業再評価実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、本市が実施する公共事業のうち、この要綱に規定する再評価対象事業について、必要に応じて事業の見直し等の検討(以下「再評価」という。)を行うことにより、公共事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共事業 道路、河川、公園、土地区画整理、住宅、上下水道、鉄道その他の、市民の生活と密接に関連する社会資本の整備に関する事業(維持管理に属する事業及び実施期間が1年以下の事業を除く。)をいう。
- (2) 事業採択 事業費の予算化をいう。
- (3) 未着工 用地買収手続及び工事のいずれにも着手していないことをいう。
- (4) 環境衛生施設整備事業 平成11年3月9日付け生衛発第355号厚生省生活衛生局水道環境部長通知で規定している環境衛生施設(水道施設(水道事業又は水道用水供給事業の用に供するダム等水道水源開発のための施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施設を含む。))及び廃棄物処理施設をいう。)の整備に係る事業をいう。

## (再評価対象事業)

第3条 再評価は、本市が実施する公共事業のうち、次の各号の一に該当するもの(以下「再評価対象事業」という。)について、実施する。

- (1) 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- (2) 事業採択後10年間(環境衛生施設整備事業については、5年間)を経過した時点で継続中の事業
- (3) 再評価の実施後5年間(下水道事業については、10年間)を経過した時点で継続中の事業
- (4) 前3号に定めるもののほか、社会経済情勢等の急激な変化、技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

2 前項第1号及び第2号の期間は、事業採択の日が属する年度の4月1日から起算することとし、前項第3号の期間は、再評価の実施の日が属する翌年度の4月1日から起算するものとする。

## (再評価の実施時期)

第4条 再評価は、前条第1項各号に規定する期間の満了前に実施するものとする。

## (再評価の方法)

第5条 市長は、再評価を行うに当たって、次の各号に掲げる事項について検証を行わなければならない。

- (1) 事業に係る実施及び供用開始の目途
- (2) 地域状況の変化等、事業を取り巻く社会経済情勢等の変化による事業の実施の効果



(公共事業再評価委員会)

第6条 第1条に規定する目的を達成するために、第三者の意見を求める場として、京都市公共事業再評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(対応方針の決定)

第7条 市長は、委員会の意見を尊重し、再評価対象事業について必要に応じ中止、休止を含む事業の見直しを行う等の対応方針を決定しなければならない。

(結果の公表)

第8条 市長は、前条の決定後速やかに、再評価の内容を公表しなければならない。

(フォローアップ)

第9条 市長は、再評価を行った事業のうち、継続中の事業について、再評価後毎年その進捗状況、社会経済情勢の変化その他必要と認める事項を委員会に報告しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、再評価の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成10年12月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年10月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年1月9日から施行する。